だれもが加齢にともなって、判断能力が低下する. その際、だれが本人の地域での生活を支えることができるのだろうか. この問題を考えるとき、成年後見制度が支援の選択肢のひとつとして位置づけられることがある. 成年後見人の役割とは、本人の「財産管理」と「身上監護」である. これまで多くの場合、家計や財産の管理、あるいは意思決定については本人に代わって親族が代行してきた. しかし、2000年以降、現行の成年後見制度が導入され、親族ではない第三者の成年後見人の存在が注目されるようになってきている.

そこで、本稿では、生活協同組合による成年後見事業を事例として取り上げ、その支援 内容について、事例検討を通して考察する。事例対象は、福祉クラブ生活協同組合ワーカ ーズコレクティブ (W.Co) あうんの成年後見事業である。これは、組合員の判断能力が低 下しても、自己決定に貫かれた生活を地域で継続できるよう支援するため、2008年に始め られたものである。

W.Co あうんでは、任意後見制度を事業の中心としており、判断能力が低下する前は、公正証書による「財産管理」と「身上監護」に関する代理権の事務委任契約によって支援し、判断能力が低下した後は、任意後見契約の発効によってそれらを支援する形式を採る.いまのところ、ほとんどが判断能力低下前の事務委任契約にもとづく支援に留まっているが、本稿では契約時にすでに判断能力が低下しており、任意後見契約発効が必要となった希少事例を分析対象として取り上げる.

事例検討の結果、W.Co あうんの支援の特徴は、「身上監護」と「生活支援」を並列し、「身上監護」支援のなかで「生活支援」を行う点にあることが分かった.見方をかえれば、「生活支援」のなかに、「身上監護」支援を位置づけているということもできる.成年後見制度の先行研究では、「財産管理」と「身上監護」のどちらが優先されるのか、「身上監護」の支援の範囲はどこまでなのか、といった議論が蓄積されてきた.民法学上は現実の介護行為のような「事実行為」は成年後見人の役割に含まれず、成年後見人に求められるのは「手配と見守り」の役割であることが確認されてきた.

しかしながら、W.Co あうんの実践には、一般的な「身上監護」である「手配と見守り」に留まらない支援が「生活支援」として含まれていることを事例検討を通して提示した。それは、W.Co あうんの支援においては、まず本人の「生活支援」という上位概念があり、その下位概念として「財産管理」「身上監護」が置かれていることによる。福祉クラブ生活協同組合の理念が自己決定に貫かれた本人の地域生活支援であったように、「生活支援」から成年後見人の「身上監護」支援を捉えることで、成年後見制度を用いた地域生活支援を実践していた。その独自性は、任意代理契約であるという任意後見制度の特性を最大限に生かした、従来の「身上監護」概念にとらわれない、「身上監護」支援と「生活支援」の拡張と連携にあった。